

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原1-9-3
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
www.mito.ne.jp/~iba-kou/

事務職員5名以上の学校には専任司書配置を

1日中鍵がかかっている。かろうじて昼休みと放課後だけ開館すればよいほうで、不定期に閉館となる。——生徒・教職員の学校図書館利用に著しい支障をきたしている学校が増加している。原因は学校図書館に司書がないか、いたとしても事務職や実習助手など他の業務を兼ねていることにある。高教組司書部の調査によると、専任の学校司書がいる高校はわずか15校。その一方で司書がない学校が28校もある。他は「兼務」となっている。

茨城高教組は、司書の配置状況について、かねてより改善を求めてきたが、茨城県教育委員会は不十分ながらも対策を講ずることとした。

県立学校管理規則第21条の

5により「学校司書は、事務職員の中から、校長が命じ、教育長に報告するもの」とされていることに関し、高校教育課管理系の市川浩之課長補佐は、昨年11月17日の県立学校長会議において、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第12条2項により、生徒定員441人以上の学校には事務職員として司書1名を配置しているのを配慮するよう指示した。

高校教育課管理係はさらに、5名以上の事務職員が配置されているにもかかわらず、図書館司書を専任で配置していない学校の校長に対しては個別に改善を指示した。県教委が2月23日、茨城高教組司書部との交渉の席上、あきらかにした。

なお、事務職員5名以上であって専任の司書を配置していないのは、次の17校。日立第一、日立工業、磯原、太田第一、水戸商業、勝田工業、海洋、土浦第一、土浦第二、土浦工業、石岡第一、並木、つくば工科、岩瀬、水海道第一、古河第一、岩井。

交渉の席上、高校教育課指導係は、「貧困のために新聞を購読できない家庭の生徒が、就職試験等の面接にそなえて新聞を読めるのは学校図書館だ。今後、指導主事の学校訪問の際には従来より一歩踏み込んで学校図書館の利用状況についても見せていただく。2010年は“国際読書年”だ。授業での図書館活用状況についても聞いてみたい。」と述べ、学校図書館の利用促進に積極的に取り組む考えを示した。

劇映画「アンダンテ」水戸上映会のご案内



食と農と大地、そして人間再生の物語！ 人の心を育てる大地の力。前に踏み出す小さな希望がそこから生まれる！

4月16日(金)

昼の部 開場(14:00) 上映(14:30)

夜の部 開場(18:30) 上映(19:00)

県民文化センター小ホール

チケットは高教組で取り扱っています。

前売り 1,200円

(組合員特別価格 500円)

必修〈道德〉は生徒の道德性の発達をうながすか？ (第27回)

「つくる会」教科書における日本の戦争責任回避の詭弁

「六千人の命のビザ」——杉原千畝評価におけるナショナリズムとシオニズム(12)

§5 ユダヤ人と人種差別 (つづき)

「ユダヤ人を助けた日本」

「新しい歴史教科書をつくる会」が作成した『新編 新しい歴史教科

書』(2009年、自由社)は、杉原千畝と樋口季一郎に関する囲み記事を掲載している。標題の「迫害されたユダヤ人を助けた日本人」は、不合格となった最初の検定(2008〔平成20〕年)の際には、「迫害されたユダヤ人を助けた日本」となっていた(傍点引用者。以下同じ)。こ

の標題に対して、「本文との関連で理解し難い表現である」との修正意見があった。「つくる会」は「日本」に「人」を追加し、他の135箇所の修正とあわせて再度検定申請し、当年度内に文科省はこれを合格とした(www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/_icsFiles/

afiedfile/2009/04/23/1261386_4.pdf)。

最初の段階で「迫害されたユダヤ人を助けた日本」とした「つくる会」の意図は明らかだろう。——杉原千畝の6千人と、樋口季一郎の水増しした「1万1千人」、あわせて2万人近い「ユダヤ人を助けた日本」は、ユダヤ人に対する人種差別とは無縁の国家である。それどころかナチス・ドイツによる人種差別に積極的に反対し、それを妨害する行動をとった国家である。人種差別に反対する大日本帝国が南京虐殺のような事件を意図的に起こすはずはない。そして、

大日本帝国がはじめた「大東亜戦争」は決して侵略戦争ではなく、欧米諸国の人種差別にもとづく帝国主義的支配を打破するためのアジア解放戦争であった。

この筋書きに沿って、「つくる会」は根拠のない「1万1千人」を記述し、東条英機の関与するユダヤ人救出物語を作り上げた(本紙1008号)。さらに杉原千畝に関しては当初、「ドイツからの干渉にもひるまず、外交官杉原千畝は、日本入国のビザを手書きで発給し、手が腫れあがるまで徹夜で書き続けて、6000人のユダヤ人の命を救った」と書いた。検定で、「ド

イツからの干渉にもひるまず」の部分に「不正確である」との修正意見がつき、結局、「当時、日本の外交はドイツとの友好関係を大切にしていたが」と書き直した。しかし、杉原千畝について肝心の「訓令違反」の件はまったく言及されていない。樋口季一郎同様、杉原千畝は国策にしたがってビザを発給したことになっているのだ。

日独伊三国軍事同盟の過小評価

囲み記事の標題「ユダヤ人を助けた日本」について、「本文との関連で

理解し難い表現である」とした文部科学省の検定意見の趣旨はどういうことだろうか。文科省初中局教科書課に照会したところ、執筆者に対しては追加説明をおこなうが、その具体的内容については公表しないとのことであるので、推測するしかない。本文には、日本がユダヤ人を迫害したドイツと軍事同盟を締結したことが書かれているのだが、その日本が国家として「迫害されたユダヤ人を助けた」というのはおおいに矛盾しており、中学生には理解しがたいということなのであろう。大日本帝国外交官杉原千畝が6千人、大日本帝国陸軍少将樋口季一郎が「1万1千人」の「ユダヤ人を助けた」といっても、そのユダヤ人を迫害したのは敵国ではなく、よりもよって直後に同盟国となるドイツである。迫害どころか600万人を虐殺したドイツと軍事同盟を結んで第二次世界大戦を戦ったとあっては、大日本帝国は結局のところはユダヤ人迫害の共犯者であり、主犯格のドイツに対する協力者の位置にあったことは否定しようもない。

ユダヤ人の死者数は1940年の時点では累計で10万人以下だった。虐殺は、1940(昭和15)年9月27日の三国軍事同盟締結のあと、1941年6月22日の独ソ戦開始以降に集中している。当時、ヨーロッパにおけるユダヤ人は多くがポーランドとソ連など東欧地域に居住していたのであり、ドイツがポーランド東部とソ連領内へ侵攻して以後、毎年50万人から100万人以上が虐殺された。最も激化した1942年には270万人が虐殺された。本格的な虐殺の開始前の1938年3月に「1万1千人」(樋口季一郎)、1940年7月から9月にかけて6千人(杉原千畝)の「ユダヤ人を助けた」としても、その後一挙にペースを早めたナチス・ドイツの虐殺行為に同盟国として間接的に加担した大日本帝国の罪は到底埋め合わせがつくものではない。

そこで、「つくる会」教科書は、日独伊三国軍事同盟については、小見出しを「日独伊三国軍事同盟の失敗」

としたうえで、同盟は「アジアにおける日本の立場を有利にするため」のものにすぎず、「遠いヨーロッパの2国との軍事同盟には実質的な効用はなかった」として、大日本帝国はヨーロッパにおける事象としてのユダヤ人虐殺には一切関係がないかのごとく述べる(202頁)。

こうして見ると、本文の記述をそのまま認めたらうで、「迫害されたユダヤ人を助けた日本」という標題だけを問題視して「本文との関連で理解し難い表現である」との修正意見をつけた文部科学省の検定は、完全にピントがずれていたことになる。「本文との関連」ということであれば、「迫害されたユダヤ人を助けた日本」の方が一貫性があり、その意味で「理解しやすい」。「迫害されたユダヤ人を助けた日本」が失当なのは、「本文との関連で理解し難い」からではなく、本文も囲み記事とともに、歴史的事実に反しているがゆえである。根拠のない「1万1千人」、東条英機の美化、杉原千畝の訓令違反問題に一切触れない記述などを黙認したうえ、本文についてそのまま承認した文科省の検定は妥当性を欠く。

西尾幹二『異なる悲劇 日本とドイツ』

さらに、「つくる会」教科書は戦争犯罪について特異な見解を述べる。

「ナチス・ドイツは、第二次世界大戦中、ユダヤ人の大量虐殺を行った。これは、ナチス・ドイツが国家として計画的に実行した犯罪で〔あり〕、戦争にともなう殺傷ではない。〔……〕二つの世界大戦は各国に大きな被害をもたらしたが、そればかりでなく、ファシズムと共産主義が、戦争とは異なる国家の犯罪として、膨大な数の犠牲者を出したことも忘れられてはならない。」(214頁)

これは、執筆者のひとりである西尾幹二の独自の見解にもとづく記述であるが、「ファシズム」はドイツとイタリア等の政治体制を指し、日本は除外されていることにも注意しな

ければならない。「つくる会」教科書の記述の特異性は、それこそ枚挙にいとまなしといったところであるが、この叙述は旧態依然たる皇国史観や、旧来の右翼国粋主義的見解にはなかった新たな主張である。

教科書の記述だけではわかりにくいので西尾の著作をみてみよう。

「〔1938年11月の「水晶の夜」事件以降〕ヒトラーはドイツに住むユダヤ人だけでなく、ユダヤ人と深く交際していたドイツ人をも一瞬にして敵にしまった。このことはナチスの体制を弱め、戦争遂行の目的に逆行し、全く戦略に反している。ナチ犯罪が戦争行為でなかったことは、ここでも裏書きされる。」「毎日のように全ヨーロッパから犠牲者を集め、強制収容所へ送りこむ大量輸送は、軍事的物資や兵員を補給する車両をそれだけ奪い、ことに戦争末期には相当な負担を強いたはずである。」(『異なる悲劇 日本とドイツ』、1994年、文藝春秋、15, 17頁) ナチス・ドイツは戦争遂行上妥当といえない作戦行動をとったのでそれは戦争犯罪ではないという馬鹿げた議論である。前提とする事実認識も誤っている。とりわけ、西尾はユダヤ人の死者が独ソ戦開始後のポーランドやソ連地域に集中していること、強制収容所や絶滅収容所が大部分ポーランドに立地しているのはそのためであることを理解せず、どうやら1939年9月のポーランド侵攻による第二次世界大戦開始以前の、ドイツ国内でのユダヤ人迫害をもっぱら念頭において論じているようだ。

「ナチスの行為は殺人それ自体が目的で、戦争行為とはいえないから、その犯罪もまた戦争犯罪とはいえないのである。」(26頁) 「テロが支配の手段ではなく、テロそのものを固有の本質とするような運動体としての全体主義は日本には無縁であった。」(23頁)

第二次大戦以前のことで念頭に置いているために、ナチス・ドイ

ツのユダヤ人虐殺は戦争犯罪ではないという意外性に満ちた暴論が出てくるのである。

異なる歴史修正主義——日本とドイツ

この西尾幹二の論理は、1980年代後半の西ドイツ(1990年の統一前のドイツ連邦共和国)における「歴史家論争」と関連がある。「歴史家論争」は、新聞『フランクフルター・アルゲマイネ』における歴史家エルンスト・ノルテの記事が発端となり、ユルゲン・ハーバーマスやハンス・モムゼンらとの論争として展開した。ノルテらの見解は「歴史修正主義」と呼ばれるもので、ナチス・ドイツによるユダヤ人絶滅政策の特異性を否認し、スターリン独裁下のソ連における粛清、ポルポト政権下のカンボジアにおける虐殺、第一次大戦時のオスマン帝国によるアルメニア人虐殺等と同様のできごとにはすぎないとし、その相対化をはかる。それは過去の戦争責任に過剰にさいなまれるドイツ人を、その重荷から解放することを意図したものだ。

「歴史修正主義」は、ドイツのユダヤ人絶滅政策はガス室を除いてソ連の収容所群島から学んだものだと主張する。ソ連のスターリニズムとナチス・ドイツによるユダヤ人絶滅政策には因果関係があるというのだ。また、東部戦線におけるユダヤ人虐殺は、ユダヤ人が加わっている社会主義国家ソ連による「アジア的蛮行」に対してヒトラーが恐怖心をいだいたことが原因であるとして、ソ連にその責任を帰する。さらにまた、1939年9月1日にユダヤ機関がイギリス側にたつことを声明したことで、ナチス・ドイツは恐怖心を抱いただけでなく、ユダヤ人すべてを戦争捕虜として取り扱うことが正当化されたという。したがって、ユダヤ人の強制収容所への収容は戦時国際法に適合する行為だというのだ。

これに対して歴史家のモムゼンや社会学者のハーバーマスは、ノルテらの主張は歴史学研究の裏付けを欠いた主張にすぎず、歴史上類例をみ

ない唯一無二のものであるナチスの蛮行の相対化をはかって免罪しようとするものと批判した。(ハーバーマス、ノルテ他『過ぎ去ろうとしないう過去』、1995年、人文書院)

一見したところ、西尾の立論はナチスによるユダヤ人虐殺を相対化しようとするノルテら「歴史修正主義」派と対立し、ユダヤ人虐殺の唯一無二性を強調するハーバーマスら左派の主張に合致する。ハーバーマスらがナチス・ドイツのユダヤ人迫害は唯一無二のものであり、ソ連の粛正やポル・ポト派の虐殺、アルメニア人虐殺などは絶対的に隔絶しているのだと力説すればするほど、大日本帝国の戦争犯罪とも同様に絶対的に隔絶していることになる。西尾は、南京事件をまったくの幻だとする立場はとらず死者数などについて疑問を呈する程度にとどめ、一応虐殺はあったと認める立場である。しかし、それはいずれの国家であってもおかす戦争犯罪の一例にすぎず、犯罪国家ナチス・ドイツによる唯一無二のユダヤ人虐殺とは比べものにならないというのである。

しかし、西尾自身は「歴史家論争」には触れていない。ドイツ文学研究者でありドイツの事情に通じているはずの西尾が、1990年代はじめに書いた文章において、ナチスの犯罪の唯一無二性という同一のテーマをめぐって直前の1980年代後半にくりひろげられた「歴史家論争」に一切触れないのは不自然である。このようにして、ドイツにおける「歴史修正主義」批判の議論が、日本の「歴史修正主義」にとって都合よく利用されてしまったのである。(西尾幹二の主張に対する批判としては、歴史家清水正義の著作を参照。「異なる悲劇 日本とドイツ 西尾幹二氏の所論に寄せて」[www.geocities.jp/dasheilgewasser/essay1/essay1-6.htm]。ならびに、『戦争責任とは何か』[2008年、かもがわ出版]、65-72, 144-53頁)

「人種差別に反対した日本」の虚偽

このように西尾幹二は、ドイツの「歴史家論争」の論理をつまみ食いする形で、ユダヤ人を迫害したナチス・ドイツと、ユダヤ人を助け人種差別に反対した大日本帝国との、絶対的隔絶という驚くべき主張を作り上げた。人種差別に反対した日本という主張は、「日本会議」会長三好達が茨城県知事橋本昌に対して茨城県の必修道徳のテキスト『ともに歩む』の教材の差し替えを要求した際にも提出された(本紙996号)。第一次大戦のパリ講和会議での「人種差別撤廃提案」、ならびに樋口季一郎と杉原千畝によるユダヤ人救済の美談は、右翼国粋主義者が、600万人のユダヤ人を虐殺した同盟国ナチス・ドイツから大日本帝国を絶縁するために利用するじつに重宝な口実になっているのだ。

このうち、パリ講和会議での「人種差別撤廃提案」については、これをもって大日本帝国が人種差別に反対していたと評価するのは失当で、せいぜいアメリカ合衆国による日本人移民の制限に対する反発にとどまる。むしろ大日本帝国自体が、国内、朝鮮、中国、東南アジア、太平洋地域において一貫して人種差別の主体としてふるまったことを考えると、利己的かつ欺瞞的な主張だったと言うほかない(本紙1002号、1003号)。

樋口季一郎と杉原千畝の利用はどうだろうか。樋口による100人程度を「1万1千人」ないし「2万人」に水増ししたこと(1006号)、東条英機の台詞を捏造したこと(1008号)等は由々しき問題である。杉原千畝について訓令違反の件をねじ曲げたり隠蔽したりするのも問題である。しかし、それらとは別に、樋口季一郎と杉原千畝の行動をもって、「人種差別に反対した日本」の証拠だとする「日本会議」や「つくる会」の主張には、はるかに重大な問題が潜んでいる。すなわち、ユダヤ人を助けた日本は人種差別に反対したのだという言説それ自体に、右翼国粋主義者たちの人種差別的精神が露見しているのだ。

どうということか? 次回検討する。